那智勝浦町体験観光事業者スタートアップ支援事業補助金交付の流れ、必要書類

1．事業実施計画書等の提出
（1）事業実施計画書
（2）収支予算書
（3）申請者を証する書類
（4）町税の完納証明書
（5）事業概要等が分かる参考資料（任意様式）

↓

2．書面審査
【選考の主な項目】
（1）新規性・独自性・競争優位性
（2）適合性
（3）実現性・協調性
（4）波及性・継続性　等

↓

3．面接
面接形式による審査を行い、総合的な観点から支援対象者を決定します。

↓

4．補助事業者の採択（内定）

↓

5．補助金等の交付の申請
・補助金等交付申請書　等

↓

6．補助金等の交付決定　※交付決定後事業開始

↓

7．事業の実績報告　※事業の終了後速やかに
（1）補助事業等実績報告書
（2）事業実績書
（3）収支決算書
（4）事業概要等が分かる参考資料（任意様式）
（5）証拠書類

↓

8．書面審査（必要に応じて現地調査）

↓

9．補助金の額の確定

↓

10．補助金の請求
・補助金等交付請求書

↓

11．補助金の支払い

【交付申請から交付決定までの間に事業に着手する場合】
・補助金交付決定前着手届

【交付決定後に計画を変更する場合】
（事業計画の変更又は中止）
・補助事業等変更中止（廃止）承認申請書
（補助金額の変更）
・補助金変更交付申請書
（共通）
・変更計画書
・変更収支予算書
・変更内容等がわかる参考資料（任意様式）

【補助金の概算払を希望する場合】
・補助金概算払請求書

↓

【補助金の概算払いを受けた場合】
・補助金概算払精算書

【町からの求めがあった場合】
・経過報告
※事業完了日の年度の翌年度から３年間